

大分県農業近代化資金融通措置要綱

第1 目 的

この要綱は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号。以下「令」という。）に基づき、経営意欲と能力がある農業を営む者（単なる生産者ではない経営者）等に対し、農業経営の展開を図るのに必要な資金であって農業協同組合系統融資機関をはじめとする民間金融機関が貸し付ける資金の融通を円滑にするために、利子補給措置を講じ、もって食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資することを目的とする。

第2 貸付対象者

貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

1 農業（畜産業、養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者

(1) 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

イ 前記アの認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

(2) 認定新規就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

(3) 農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）

(4) 次に掲げる要件のすべてを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のア、イ及びエに掲げる要件を満たす者を含む。）

ア 農業所得が総所得の過半（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては1,000万円以上）であること。

イ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

ウ 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

エ 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。

(5) 原則として5年以内に、(1)のアとなる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

(6) (1)のア、(2)、(3)及び(4)の経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において、経営のうち一部の部門について主宰権があり、かつ、その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

(7) 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

ア 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件のすべてを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

(ア) 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること

a 事項

① 団体の目的

② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法
b 基準

- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
 - ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
 - ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。
 - (イ) 一元的に経理を行っていること
 - (ウ) 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること
 - (エ) 農用地の利用の集積の目標を定めていること
 - (オ) 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること
- ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

イ 集落営農組織が法人化するときはその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限り。）

- (8) 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、(1)のア及び(2)から(6)までの者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、(7)のアの(ア)に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

2 農業協同組合

次に掲げる要件をすべて満たす農業協同組合とする。

- (1) 法令違反や不祥事がないこと。
- (2) 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。
- (3) 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。
- (4) 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。
- (5) 信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。
- (6) 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。
- (7) 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

3 農業協同組合連合会

前記2に掲げる要件をすべて満たす農業協同組合連合会とする。

4 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの

- (1) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）
- (2) 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- (3) 土地改良区及び土地改良区連合
- (4) たばこ耕作組合
- (5) 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- (6) 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- (7) 農業の振興を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興公益法人」という。）

なお、農業振興公益法人のうち農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあっては総社員の表決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を抛出しているもの以外のものに対する貸付けは、令第2条の表の資金の種類の欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進上、国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業とする。

- (8) 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの
- (9) 法人でない団体であって、農業者が主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの（1の(7)のア及び(8)に該当するものを除く。）

ア 事項

(ア) 団体の目的

(イ) 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

(ウ) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

(エ) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

イ 基準

(ア) 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

(イ) 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

(ウ) 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(エ) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

(オ) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

第3 融資機関

融資機関は、次に掲げるものとする。

- 1 貸付事業を行う農業協同組合
- 2 大分県信用農業協同組合連合会
- 3 農林中央金庫
- 4 銀行
- 5 株式会社商工組合中央金庫
- 6 信用金庫及び信用金庫連合会
- 7 信用協同組合及び信用協同組合連合会

第4 融資率及び貸付限度額

1 融資率

融資率は、知事が特に必要と認めた場合の他は、当該事業費の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要止むを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

2 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借入れる場合等（第5の1の(1)に規定する別表1中7の(1)及び(2)に掲げる資金を借入れる場合を除く。）の融資率は、前記1にかかわらず、100分の100以内とする。

3 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合（別表1の第7号の(1)及び(2)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、前記1にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

4 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

ア 第2の1に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付けにあっては、2億円以内

(ア) 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社及びその他農業者が組織する法人

(イ) (ア)に掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と

認めて承認したもの

この知事の承認は、おおむね次に掲げる規模を勘案し行うこととする。

- a 酪農経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。
- b 肉用牛経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。
- c 養豚経営（肥育）にあつては、その常時飼養する頭数が120頭以上であること。
- d 養豚経営（繁殖）にあつては、その常時飼養する頭数が40頭以上であること。
- e 養鶏経営（採卵）にあつては、その常時飼養する羽数が成鶏3,000羽以上であること。
- f 養鶏経営（採肉）にあつては、その常時飼養する羽数が5,000羽以上であること。
- g 果樹園経営にあつては、その経営する樹園地の面積が1ヘクタール以上であること。
- h 施設園芸経営にあつては、その経営する施設園芸の施設の実面積が10アール以上であること。

(ウ) 第2の1の(7)のア及び(8)に掲げる農業を営む任意団体

イ 第2の1の(5)の農業参入法人に対する貸付にあつては、1億5,000万円以内

ウ 第2の1に掲げる者で、前記ア及びイ以外の者に対する貸付けにあつては、1,800万円以内

エ 第2の2から4に掲げる者に対する貸付けにあつては、15億円以内

ただし、特別な理由がある場合において農林水産大臣が承認したときはその承認した額とする。

第5 農業近代化資金の種類等

1 種類、償還期限及び据置期間

(1) 資金の種類は別表1、償還期限及び据置期間は別表2のとおりとする。

(2) 別表1の第1号から第5号まで及び第7号の資金のうち2種類以上の資金を同時に融資することができるものとする。

なお、その際の償還期限、据置期間は加重平均若しくはそれぞれのうち最も長いものとする。

2 貸付利率

貸付利率は、農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）第2の6に定めるとおりとする。

なお、国要綱第2の6に規定する貸付利率を0%等まで引き下げることに対して国が行う利子助成は、国要綱第3に定めるとおりとする。

3 貸付実行

融資機関は、利子補給の承認を受け、当該農業者に貸付けを行う場合には、知事が利子補給を承認した月の翌月の末日までに実行しなければならない。

ただし、利子補給に係る資金を借り受けようとする者のやむを得ない事情により融資機関が特に必要と認めたときは、この限りでない。

4 償還方法

償還方法は、各年元本均等償還とする。

5 補助金との関係

国又は地方公共団体から補助金の交付決定を受けた事業の補助残事業費部分について融資することができる。この場合において、第4の1から3に規定する融資率は事業費の総額に対して適用することができる。

第6 助成

知事は、予算の範囲内において融資機関に対する利子補給及び基金協会に対する出資等の措置を次のとおり行うものとする。

1 利子補給措置

(1) 知事は、貸付けを行う第3に掲げる融資機関に対し、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号）及び大分県農業近代化資金利子補給補助金交付要綱に定めるところにより、当該資金に係る利子補給金を交付するものとする。

(2) 利子補給金の支払

知事は、融資機関から利子補給金の請求があった場合において適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。

(3) 利子補給金の打ち切り等

ア 知事は、利子補給に係る資金を借り受けた者が、その借入金を目的以外に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

イ 知事は、融資機関の責に帰すべき事由により、融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(4) 調査及び報告

- ア 知事は、利子補給に係る事業に関し、必要があると認めたときは、借受者及び融資機関の関係書類等を調査し、又は報告を求めることができる。
- イ 借受者及び融資機関は、前項の調査又は報告を拒んではない。
- 2 基金協会に対する出資等
知事は、基金協会に対し、この要綱に基づく近代化資金の保証に係る債務の弁済にあてるための基金又は特別準備金とすることを条件として、関係法令等の定めるところにより出資等を行うものとする。

第7 融資目標額

知事は、毎年度農業者等の資金需用を勘案し、融資目標額を定めるものとする。

第8 その他

この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成16年2月24日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成20年4月16日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成22年3月11日から施行する。

- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 25 年 5 月 27 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

別表1 大分県農業近代化資金の種類

近代化資金の種類	説明事項
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。）	
2 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。以下「果樹等植栽育成資金」という。）	
3 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（以下「家畜購入育成資金」という。）	
4 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。以下「小土地改良資金」という。）	
5 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する右の資金（右のうち(1)、(2)に掲げるものについての貸付対象者は第2の1に掲げる者に限り、(3)から(5)まで及び(7)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、(6)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、(8)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地図に位置付けられた者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。）	(1) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金 (2) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限る。） (3) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金 (4) 品種の転換を行うのに必要な資金 (5) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金 (6) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金 (7) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金 (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

別表 1 大分県農業近代化資金の種類

近代化資金の種類	説明事項
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって右に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金（貸付対象者は第2の2から4に掲げる者に限る。以下「農村環境整備資金」という。）	診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設
7 右に掲げる資金(右のうち(1)、(2)に掲げるものについては、貸付対象者は第2の1に掲げる者に限る。以下「大臣特認資金」という。)	(1) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金 この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、第2の1に掲げる者が設置するものとする。 なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。 (2) 次のア又はイに掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金 ア 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合 (ア) 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。 (イ) その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。 (ウ) 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。 (エ) 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。 イ アの対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

別表 1 大分県農業近代化資金の種類

近 代 化 資 金 の 種 類	説 明 事 項
	(3) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金 この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。
8 知事特認資金	特別な理由がある場合に限り知事が認める資金で、資金内容については別に知事が定める。

別表 2 大分県農業近代化資金の償還期限及び据置期間

貸付対象者		認定農業者等		認定農業者等以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画（基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。）に従って同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合		農業協同組合等	
		償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原 則		1 5	7	1 5	3	1 7	5	1 5	3
例 外	果樹等植栽育成資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—	7
	農機具のみの場合	7	2	7	2	1 0	—	1 0	2
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	1 0	—	7	2
	畜舎、果樹棚等を含む場合	—	—	—	—	—	—	2 0	—
	農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	—	2 0	—
	小土地改良資金を含む場合	—	—	—	—	1 8	—	—	—

※ この表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。